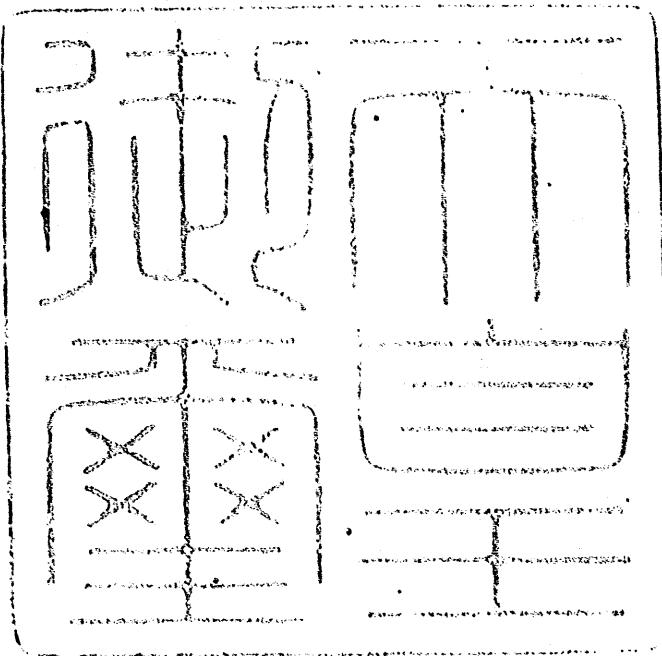


勅令第三十三号

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ樞太廳官制ヲ
裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

睦仁



明治四十年三月十四日

内閣總理大臣侯爵西園寺公望
内務大臣 系 友

勅令第三十三號

樺太廳官制

第一條 樺太廳ニ左ノ職員ヲ置ク

長官

事務官

警監視

支廳長

技師

通譯官

屬

警部

技手

通譯

第二條

長官ハ勅任トス

長官ハ樺太守備隊司令官タル陸軍將

官ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第三條

事務官ハ專任四人奏任トス但

シ其ノ中一人ハ勅任ト爲スコトヲ得

第四條

警視ハ專任一人奏任トス

第五條

支廳長ハ專任三人奏任トス

第六條

技師ハ專任六人ヲ以テ定員ト

ス

第七條

通譯官ハ專任一人奏任トス

第八條

屬警部及通譯ハ判任トス

屬警部技手及通譯ハ通シテ百十六人

ヲ以テ定員トシ其ノ各官ノ定員ハ長

官之ヲ定ム

第九條

長官ハ内務大臣ノ指揮監督ヲ

承ケ法律命令ヲ執行シ部内ノ行政事

務ヲ管理ス但シ郵便電信及電話ニ關

スル事務ニ付テハ遞信大臣、銀行及關稅ニ關スル事務ニ付テハ大藏大臣ノ監督ヲ承ク

第十條 長官ハ其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ廳令ヲ發シ之ニ禁錮二十五日以下又ハ罰金二十五圓以内ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

第十一條 長官ハ非常急變ノ場合ニ臨ミ兵力ヲ要シ又ハ警護ノ爲兵備ヲ要スルトキハ樺太守備隊司令官ニ移牒

シ出兵ヲ請フコトヲ得

第十二條 長官ハ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ高等官ノ功過ハ内務大臣ニ具狀シ判任官以下ノ進退懲戒ハ之ヲ行フ

第十三條 長官ハ所轄官廳ノ處分又ハ命令ニシテ成規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ處分又ハ命令ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

第十四條 長官事故アルトキハ第一部

長タル事務官其ノ職務ヲ代理ス
 長官及第一部長タル事務官共ニ事故
 アルトキハ内務大臣ニ於テ他ノ事務
 官ノ一人ヲシテ長官ノ職務ヲ代理セ
 シム
 長官ハ廳ノ官吏ヲシテ其ノ事務ノ一
 部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得
 第十五條 長官ハ其ノ職權ニ屬スル事
 務ノ一部ヲ支廳長ニ委任スルコトヲ
 得

第十六條 樺太廳ニ長官官房及第一部
 第二部ヲ置キ事務ヲ分掌セシムルコ
 ト左ノ如シ

長官官房

- 一 官吏ノ進退及身分ニ關スル事
 項
- 二 文書ノ往復及記録編纂ニ關ス
 ル事項
- 三 官印廳印ノ管守ニ關スル事項
- 四 褒賞ニ關スル事項

- 五 會計ニ關スル事項
- 六 外國人ニ關スル事項

第一部

- 一 教育ニ關スル事項
- 二 商工業水産漁獵ニ關スル事項
- 三 警察及衛生ニ關スル事項
- 四 氣象測候ニ關スル事項
- 五 他部ノ主掌ニ屬セサル事項

第二部

- 一 拓殖ニ關スル事項

- 二 土木ニ關スル事項
- 三 鑛山森林農業牧畜ニ關スル事項

長官ハ内務大臣ノ認可ヲ經テ前項事務ノ分掌ヲ變更スルコトヲ得

第十七條 部長ハ事務官ヲ以テ之ニ充ツ長官ノ命ヲ承ケ部下ノ官吏ヲ指揮監督シ所部ノ事務ヲ掌理ス

第十八條 部長事故アルトキハ長官ニ於テ廳官吏ノ一人ヲシテ其ノ事務ヲ

代理セシム

第十九條 第一部長タル事務官ハ長官ヲ佐ケ廳務ヲ整理シ官房及各部ノ事務ヲ監督ス

第二十條 部長ニ充テラレサル事務官ハ長官ノ命ヲ承ケ事務ヲ分掌ス
長官ハ事務官ノ一人ヲシテ審議立案ヲ掌ラシムルコトヲ得

第二十一條 支廳長ハ長官ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ部内ニ執行シ部内

ノ行政事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

第二十二條 支廳長ハ法律命令ニ依リ又ハ長官ヨリ委任セラレタル事件ニ付支廳令ヲ發スルコトヲ得

第二十三條 支廳長事故アルトキハ其ノ廳勤務ノ上席屬又ハ警部其ノ職務ヲ代理ス

第二十四條 支廳長ハ其ノ廳ノ官吏ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシ

ムルコトヲ得

第二十五條 警視ハ第一部ニ屬シ上官ノ指揮ヲ承ケ其ノ部ノ事務ヲ分掌ス

第二十六條 通譯官ハ上官ノ命ヲ承ケ翻譯通辯ヲ掌ル

第二十七條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第二十八條 警部ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察事務ヲ分掌シ部下ノ巡查ヲ指揮監督ス

第二十九條 通譯ハ上官ノ指揮ヲ承ケ翻譯通辯ニ從事ス

第三十條 樺太廳管内ニ樺太廳支廳ヲ置ク其ノ位置名稱及管轄區域ハ内務大臣ノ認可ヲ受ケ長官之ヲ定ム

第三十一條 長官必要ト認ムルトキハ支廳ノ下ニ支廳出張所ヲ置クコトヲ

得其ノ位置名稱及管轄區域ハ長官之ヲ定ム

支廳出張所長ハ屬又ハ警部ヲ以テ之

ニ充ツ

第三十二條 樺太廳ニ巡查ヲ置ク判任

官ノ待遇トス

巡查ニ關スル規定ハ別ニ定ムル所ニ

依ル

附則

本令ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施

行ス